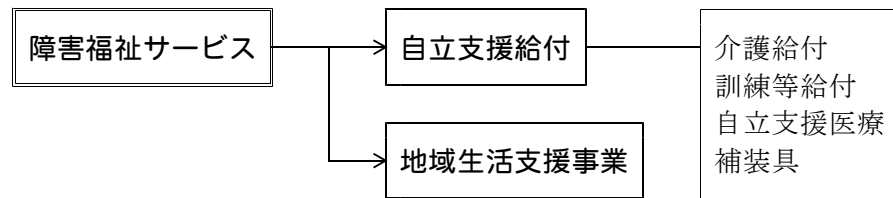


障害福祉サービスの概要について

障害のある方が利用する福祉サービスは、障害者自立支援法の施行にともない、身体障害者・知的障害者・精神障害者の方へのサービスが一元化され、平成18年10月から下記のように変わりました。



これらのサービスを、支援の内容によって整理すると、下表のようになります

| サービスの種類             | サービスの名称  | サービス内容の概要  | サービスの対象者 |    |    |   |
|---------------------|--|--|----------|----|----|---|
|                     |  |  | 身体       | 知的 | 精神 | 対象となる障害程度区分<br>(無記入のものは制限なし)            |
| 自宅を訪問して介護等を行うサービス   | 居宅介護(ホームヘルプ)   | ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います   | ○        | ○  | ○  | 1以上                                     |
|                     | 重度訪問介護<br>(※)  | 常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います   | ○        |    |    | 4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人 |
|                     | 重度障害者等包括支援   | 介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します   | ○        | ○  | ○  | 6で重度障害者等包括支援の対象と判定された人                  |
| 移動や外出を支援するサービス      | 移動支援事業(ガイドヘルプ) [地]                                       | ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します   | ○        | ○  | ○  |   |
|                     | 重度訪問介護 (※の再掲)  | 上記(※)の欄を参照してください   | ○        |    |    | 上記(※)を参照してください                          |
|                     | 行動援護   | 判断能力が不十分な方が行動する際に、危険回避や外出の支援を行います  |          | ○  | ○  | 3以上で行動関連項目の判定が8点以上の人                    |
| コミュニケーションを支援するサービス  | コミュニケーション支援事業 [地]  | 社会生活でコミュニケーションが必要な際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します   | ○        |    |    |   |
| 補装具や日常生活用具          | 補装具  | 障害に応じて、必要な補装具の交付や修理を行います   | ○        |    |    |   |
|                     | 日常生活用具給付等事業 [地]  | 障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します  | ○        | ○  | ○  |   |
| 短期入所                | 短期入所(ショートステイ)  | 介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所(宿泊)して介護を行います  | ○        | ○  | ○  |   |
| 通所して活動や就労・訓練を行うサービス | 生活介護   | 常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場を提供するとともに、入浴・食事等の介護を行います  | ○        | ○  | △  | 3以上(50歳以上は2以上、50歳未満の施設入所者は4以上)          |
|                     | 療養介護   | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います   | ○        |    |    | 疾病や障害の状態により5以上または6                      |
|                     | 児童デイサービス   | 障害のある児童の方に、日常動作訓練や集団適応訓練等を行います   | ○        | ○  |    |   |
|                     | 日中一時支援事業 [地]   | 介護者が一時的に介護できない時(昼間)に施設で介護したり、放課後の活動の場を提供します  | ○        | ○  | ○  |   |
|                     | 経過的デイサービス事業 [地]  | 平成18年9月まで実施していたデイサービスを平成18年度中は継続して実施しました   | ○        | ○  |    |   |
|                     | 地域活動支援センター事業 [地]   | 創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を支援します(精神障害者地域生活支援センターも地域活動支援センター事業になります)   | ○        | ○  | ○  |   |
|                     | 自立訓練   | 機能訓練や生活訓練を行います(有期限で利用します)  | ○        | ○  | ○  |   |
|                     | 就労移行支援   | 一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力を高める訓練を行います(有期限で利用します)  | ○        | ○  | ○  |   |
|                     | 就労継続支援   | 一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います  | ○        | ○  | ○  |   |
| 旧体系の通所施設等           | 通所授産施設、通所更生施設、小規模通所授産施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます | ○  | ○        | ○  |    |   |
| 居住の場を提供するサービス       | 共同生活援助(グループホーム)  | 介護が必要ない障害者の方が共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います  |          | ○  | ○  | 非該当または1                                 |
|                     | 共同生活介護(ケアホーム)  | 介護が必要な方が共同生活を行う住居で、入浴や食事等の介護を行います  |          | ○  | ○  | 2以上                                     |
|                     | 施設入所支援   | 入所施設で、夜間や休日の介護を行います  | ○        | ○  | ○  | 4以上(50歳以上は3以上)                          |
|                     | 旧体系の入所施設等  | 身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤療、精神障害者社会復帰施設(援護療)等の入所施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます | ○        | ○  | ○  |   |

※サービスの名称に「[地]」が付いているものは地域生活支援事業です。それ以外は自立支援給付です。

障害福祉サービスの利用について

- 自立支援給付のサービスを利用するには、まず、障害程度区分の認定を受けていただきます(地域生活支援事業のみを利用する場合は必要ありません)。障害程度区分が決まったら、利用意向をお聞きして、利用できるサービスの種類と量を決定します(支給決定といいます)。
- 支給決定が終わると受給者証を発行しますので、事業者と契約してサービスを利用してください。なお、一部のサービスを除き、原則1割の利用料負担が必要となります(ただし、所得等に応じて上限額が決められています)。